

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前二号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援に関する業務

四 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第一条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあらわすのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

別表中「第三条」を「第四条」に改める。

(秋田県男女共同参画センター条例の一部改正)

第四条 秋田県男女共同参画センター条例（平成十三年秋田県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用の許可の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第八条を第十一条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第八条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務（秋田県中央男女共同参画センターにあつては、第一号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務

四 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該センターの使用についての第二条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、使用時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

別表中「第四条」を「第五条」に改める。

(秋田県環境保全センター条例の一部改正)

第五条 秋田県環境保全センター条例（昭和五十一年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第六条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の業務)

第七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備の維持管理に関する業務

二 産業廃棄物の処理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関する基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。
(管理の基準)

第八条 指定管理者は、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。
(秋田県自然公園施設条例の一部改正)

第六条 秋田県自然公園施設条例（昭和五十三年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県自然公園施設条例の項及び秋田県自然公園施設条例の項中「仙北郡田沢湖町玉川」を「仙北市田沢湖玉川」に改める。

第三条中「次条」の下に「及び第十条第二項」を加える。

第四条を次のように改める。

(使用の許可の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公園施設の管理上支障が生じたとき。

第五条を削る。

第六条第一項中「次条及び第九条」を「次項、次条及び第八条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「ただし」の下に「、知事は」を加え、「のできない事由」を「ができない理由」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第九条 公園施設の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第十条及び第十一條を次のように改める。

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務（秋田県営鉢立ビジターセンター、秋田県営素波里ふるさと自然公園センター及び秋田県営玉川温泉ビジターセンターにあつては、第一号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、公園施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合における当該公園施設の使用についての第二条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十一條 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、使用期間及び使用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて公園施設の管理を行わなければならない。

別表中「第六条」を「第五条」に改める。

(秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部改正)

第七条 秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例（平成十年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用的許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用的許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年野外活動基地の管理上支障が生じたとき。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 青少年野外活動基地の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、青少年野外活動基地の管理に関する基準が必要と認める業務
「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第六条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用期間及び使用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って青少年野外活動基地の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条中秋田県営自然公園施設条例第一条の表秋田県営玉川温泉ビジターセンターの項及び秋田県営玉川園地駐車場の項の改正規定は、平成十七年九月二十日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第七十七号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例

(秋田県花き種苗センター条例の一部改正)

第一条 秋田県花き種苗センター条例(平成九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第二条 センターの観賞温室及び花の広場(以下「観賞温室等」という。)の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

秋田県知事 寺田典城

(指定管理者の業務)

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 施設及び設備の維持管理に関する業務

二 花きの栽培に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、観賞温室等の管理に関し知事が必要と認める業務

(管理の基準)

第四条 指定管理者は、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて観賞温室等の管理を行わなければならない。
(秋田県漁港管理条例の一部改正)

第二条 秋田県漁港管理条例(昭和四十四年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

第十九条の前の見出しを削り、同条第四号中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しついて「(罰則)」を付し、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

(秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例の一部改正)

第三条 秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例(平成五年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第二条 休憩施設の温水シャワー(以下「温水シャワー」という。)を使用する者から、一回につき二百円の使用料を徴収する。

2 使用料は、温水シャワーの使用の都度徴収する。

(使用料の不還付)

第三条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により温水シャワーを使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第六条を第十条とする。

第五条 中「管理受託者」を「指定管理者」に、「利用者」を「使用者」に改め、「休憩施設の」を削り、「利用する」を「使用する」に改め、同条を第九条とする。

第四条 第一項中「管理受託者」を「指定管理者」に、「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第二項中「、申請」を「、当該申請」に、

「の各号」を「に掲げる基準」に改め、同項第一号中「の使用」を削り、同項第一号中「休憩施設の委託に係る」を「第五条各号に掲げる」に改め、同項第三号中「利用者」を「使用者」に改め、同条第三項中「速やかに」の下に「当該」を加え、同条第四項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 休憩施設の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 二 前号に掲げるもののほか、休憩施設の管理に関する基準に従つて休憩施設の管理を行わなければならない。
(管理の基準)

第六条 指定管理者は、使用期間及び使用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて休憩施設の管理を行わなければならない。
(利用料金の收受)

第七条 第四条の規定により休憩施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、温水シャワーを使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第三条の規定による改正後の秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例第八条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第七十八号

秋田県知事 寺田典城

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例

(秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部改正)